

岡山大学病院診療記録開示内規

制定 令和6年8月27日

(目的)

第1条 この内規は、「岡山大学病院の保有する個人情報の適切な管理に関する規程」の趣旨に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他の医療従事者（以下「医療従事者等」という。）の診療記録の開示に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図るものであり、医療従事者等が診療記録を積極的に開示することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者と患者等が共同して疾病を克服するなど、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的に定める。

(定義)

第2条 この内規で使用する主な用語の意味は次の各号に掲げるとおりである。

- 一 「診療記録」・・・診療録、処方箋、手術記録、麻酔記録、助産録、看護記録、検査所見記録、画像データ、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類及び画像等の記録をいう。
- 二 「診療記録の開示」・・・患者等の求めに応じ、診療記録の謄写の求めに応ずることをいう。

(診療記録の開示)

第3条 岡山大学病院長（以下「病院長」という。）は、患者等が患者の診療記録等の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。

(診療記録の開示を求めうる者)

第4条 診療記録の開示を求めうる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 患者が満15歳以上で判断能力のある場合は、患者本人
- 二 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人
ただし、満15歳以上の未成年者については、本人の同意を必要とする。
- 三 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- 四 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- 五 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者。

(診療記録の開示に関する手続)

第5条 診療記録の開示を求めようとする者は、病院長に対して請求する。なお、請求の方式は書面（「診療記録開示請求書 様式1号」）による請求とし、請求先は医事課病

歴管理担当とする。

- 2 請求人が患者本人の場合は、自己が診療記録等の開示を求めうる者であることを証明する。
- 3 請求人が患者本人以外の場合は、患者本人が指名したこと、請求者本人であること及び患者との関係をそれぞれ証明する。
- 4 診療記録の開示において、診療記録の謄写に要した代金等の実費については、請求人に請求する。
- 5 診療録等の謄写に要する費用については、「岡山大学病院諸料金規程」のとおりとする。

(診療記録の開示を拒みうる場合)

第6条 患者等からの診療記録の開示の請求の対象となる診療記録が、第三者によって作成されたものである場合には、第3条の定めに関わらず、診療記録の開示の全部又は一部を拒むことができる。

(遺族に対する診療記録の開示)

第7条 遺族に対する診療記録の開示については、第3条、第5条及び前条の定めを準用する。ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法定相続人とする。

(苦情処理について)

第8条 診療記録の開示に関する苦情については適切かつ速やかな処理に努める。

(委員会の設置)

第9条 診療記録開示の具体的方策、実施要項等に関すること及びその他の診療記録開示に関する事項について審議するため、診療記録開示委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会については別に定める。

(その他)

第10条 本内規に基づく事務処理は「岡山大学病院診療記録開示事務処理要領」により医事課において行うものとする。

附 則

この内規は、令和6年9月1日から施行する。